

## 介護サービス事業者に対する行政処分について

札幌市では、「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」の規定に基づき、下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 法人名

法人名：株式会社アムズ  
所在地：札幌市東区北10条東4丁目2番45号  
代表者：代表取締役 佐孝 英昌（さこう ひでまさ）

#### 2 事業所名

事業所名：アムズサービス  
所在地：札幌市東区北10条東4丁目2番45号

#### 3 事業の種類

居宅介護支援

#### 4 行政処分の内容

- (1) 行政処分の内容  
指定取消
- (2) 指定取消決定年月日  
令和4年7月8日
- (3) 指定取消年月日（取消処分効力発生年月日）  
令和4年8月1日

#### 5 行政処分の理由

不正請求（介護保険法第84条第1項第6号）

当該事業所の管理者は、少なくとも平成30年頃から居宅サービス計画の作成にかかる記録が滞っており、居宅介護支援の業務を適切に行っていないこと、それに係る運営基準減算についても認識していたが、減算を算定せずに、居宅介護支援費を請求、受領した。

#### 6 経済上の措置

不正請求を行ない受領していた居宅介護支援費を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定により、当該返還金額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。  
返還金額 約830万円（不正請求額 約590万円 加算額 約240万円）